

鹿屋市農業後継者就農支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市農業後継者就農支援事業補助金交付要綱（平成30年鹿屋市告示第205号）
の一部を次のように改正する。

附則中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。